

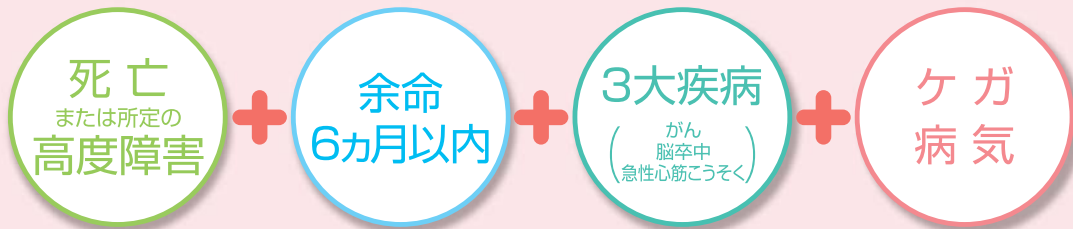


新規の方も
借換えの方も

もしもの際にも、安心をプラス

〈地銀協〉ライフサポート

団体信用生命保険制度



「万が一への備え」に「ケガや病気への備え」を**プラス**

死亡または所定の**高度障害**状態に該当したら

住宅ローン**残高**が

リビング・
ニーズ特約

余命**6ヵ月以内**と判断されたら

住宅ローン**残高**が

3大疾病

がんと診断確定されたら

住宅ローン**残高**が

脳卒中・急性心筋こうそくで所定の状態が60日以上継続したら
または
その治療を目的として、所定の手術を受けられたら**住宅ローン残高**が

ケガや病気

所定の就業不能状態が**3ヵ月**を超えて継続したら
以後の継続している期間においては**月々の住宅ローン返済**が

さらに

所定の就業不能状態が**12ヵ月**を超えて継続したら**住宅ローン残高**が

0円

- 保険金のお支払いには所定の条件があります。
- 住宅ローン金利は通常より年0.25%高くなります。
- 保険金が支払われる場合であっても利息の一部をご負担いただく場合があります。

各種

住宅ローン金利

[店頭表示金利に]

+ 年**0.25%**

所定の条件がありますので、くわしくは裏面をご覧ください。



池田泉州銀行

S I H D

「死亡」、「高度障害状態」に該当、または余命6か月以内と判断、または「がん」と診断確定

地銀協ライフサポート団体信用生命保険制度は、団体信用就業不能保障保険と3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険をあわせた制度です。この2つの保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行（以下、銀行といいます）を保険金等受取人とし、銀行から住宅ローン等を借入れている賦払債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である銀行に支払い、その保険金等を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。

死亡 保険金	リビング・ニーズ 特約保険金	高度障害 保険金
-----------	-------------------	-------------

○保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき（その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。）

○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約金のお支払事由に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約金のお支払事由に該当されたとき

○保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき（被保険者ご本人がその事実を知っているといかないにもかかわらずお支払対象外です。） ○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されていたとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき（再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。）

○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害（※） ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の薬物依存（※） ○被保険者の妊娠、出産 ○頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの（その症状の原因の如何を問いません。） ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱

（※）お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」の「長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存」をご参照ください。

なる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中」をご参照ください。 ※4「病院または診療所において手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3.保険金等の支払いについて』をご参照ください。 ※5「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3.保険金等の支払いについて』および「長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存」をご参照ください。

3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険

・上記「一般社団法人全国地方銀行協会 ライフサポート団体信用生命保険制度の概要」は、地銀協ライフサポート団体信用生命保険付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。
・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。